



2025年5月12日

各 位

会 社 名 帝人株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 内川 哲茂
(コード：3401、東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部副部長
(IR 担当)
三上 哲司
(TEL 03-3506-4395)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月25日開催予定の第159回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2025年2月3日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、コーポレートガバナンス体制の更なる強化を目的として、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、当社定款を次のとおり変更します。

- (1) 監査等委員会を設置すること、その他監査等委員である取締役、監査等委員会に関する規定を新設し、併せて監査役、監査役会に関する規定を削除します。
- (2) 取締役の員数に関する規定を変更し、また、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設します。
- (3) 上記の各変更に伴う条数の修正、その他の所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりとなります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2025年6月25日(予定)
定款一部変更の効力発生日 2025年6月25日(予定)

以 上

<別紙>

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 <条文省略></p> <p>第 5 条 (機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 2 章 株 式 第 6 条～第 11 条 <条文省略></p> <p>第 3 章 株 主 総 会 第 12 条～第 19 条 <条文省略></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 20 条 (取締役の数) 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 <新設></p> <p>第 21 条 (取締役の選任) 取締役は株主総会で<u>これ</u>を選任する。</p> <p><第 2 項、第 3 項 条文省略></p> <p>第 22 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</p>	<p>第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 <現行どおり></p> <p>第 5 条 (機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 2 章 株 式 第 6 条～第 11 条 <現行どおり></p> <p>第 3 章 株 主 総 会 第 12 条～第 19 条 <現行どおり></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 20 条 (取締役の数) 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>第 21 条 (取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会で選任する。</p> <p><第 2 項、第 3 項 現行どおり></p> <p>第 22 条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</p>

<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>をもって満了する。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</u></p> <p><u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p><u>会社法第 329 条第 3 項にもとづき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 23 条（代表取締役の選定） 取締役会はその決議により代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>第 23 条（代表取締役の選定） 取締役会はその決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、代表取締役若干名を選定する。</p>
<p>第 24 条（役付取締役の選定並びに顧問及び相談役の委嘱） 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 24 条（役付取締役の選定並びに顧問及び相談役の委嘱） 取締役会はその決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p><第 2 項 条文省略></p>	<p><第 2 項 現行どおり></p>
<p>第 25 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（<u>以下報酬等という。</u>）は、株主総会で定める。</p>	<p>第 25 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会で定める。</p>
<p>第 26 条 <条文省略></p>	<p>第 26 条 <現行どおり></p>
<p>第 27 条（取締役との責任限定契約）</p>	<p>第 27 条（取締役との責任限定契約）</p>

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間において、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金 2 千万円と会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第 28 条（取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は会日より 3 日前に各取締役及び各監査役に対し発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 29 条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

<新設>

第 30 条 <条文省略>

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条（監査役の数）

当社の監査役は 3 名以上とする。
監査役の現任者に欠員が生じた場合、法定数を

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金 2 千万円と会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第 28 条（取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は会日より 3 日前までに各取締役に対し発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 29 条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 30 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 31 条 <現行どおり>

第 5 章 監査等委員会

<削除>

欠かず且つ業務に差支えないと認めたときは次の改選期までこれを補充しないことができる。

第 32 条（監査役の選任）

監査役は株主総会でこれを選任する。

<削除>

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

第 33 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。

<削除>

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

第 34 条（常勤の監査役の選定）

監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

第 32 条（常勤の監査等委員の選定）

監査等委員会はその決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第 35 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会で定める。

<削除>

第 36 条（監査役の責任の減免）

当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、その監査役が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合に、責任の原因となった事実の内容、職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、会社法所定の限度額の範囲内で免除することができる。

<削除>

第 37 条（監査役との責任限定契約）

当社は、監査役との間において、会社法第423条第1項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金2千万円と会社法第425条第1項各号の額の合

<削除>

計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第 38 条（監査役会招集の通知）

監査役会招集の通知は会日より 3 日前に各監査役に対し発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 39 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

第 40 条～第 43 条 <条文省略>

<新設>

第 33 条（監査等委員会招集の通知）

監査等委員会招集の通知は会日より 3 日前までに各監査等委員に対し発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 34 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は監査等委員会定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

第 35 条～第 38 条 <現行どおり>

附則

第 1 条（監査役の責任の減免等に関する経過措置）

2025 年 6 月開催の第 159 回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条に定めるところによる。

2025 年 6 月開催の第 159 回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条に定めるところによる。